

電子決済等代行業者との連携・協働にかかる方針

株式会社七十七銀行（以下「当行」）は、社会の変化やITの進展に伴うお客さまのニーズの変化に的確に対応していくため、利用者保護を確保しつつ、オープン・イノベーション（電子決済等代行業者（※1）をはじめとする外部企業との連携による革新）の推進による金融サービスの高度化と新たなテクノロジーを活用した金融サービスの提供による顧客利便性向上に積極的に取り組んでまいります。

1. 基本方針

（1）オープン・イノベーションの推進による金融サービスの高度化

オープン・イノベーションを推進し、金融サービスの高度化に取り組めます。

（2）新たなテクノロジーを活用した金融サービスの提供による顧客利便性向上

社会の変化やITの進展に伴うお客様のニーズの変化に的確にお応えしていくため、新たなテクノロジーを活用した金融サービスの提供による顧客利便性向上に取り組めます。

（3）利用者保護の確保

情報セキュリティ対策を整備し、利用者保護を確保します。

2. API連携にかかる体制に関する事項

基本方針を踏まえ、以下のとおり、電子決済等代行業者とのAPI（※2）連携を可能とする体制の整備を行う予定です。

（1）資金移動（※3）に関する体制

	個人のお客さま	法人・個人事業主のお客さま
提供機能	<キャッシュカードをお持ちのお客さま> ・振替（同一名義人口座に限る）	<インターネットバンキングのご契約者さま> ・総合振込 ・口座振替 ・給与・賞与振込
整備完了時期	2018年3月目途	2018年5月目途

（2）口座情報（※4）に関する体制

	個人のお客さま	法人・個人事業主のお客さま
提供機能	<キャッシュカードをお持ちのお客さま> ・残高照会（普通預金） ・入出金明細照会（普通預金） <インターネットバンキングのご契約者さま> ・残高照会（普通預金、貯蓄預金、カードローン、定期預金、積立預金、外貨預金、投資信託） ・入出金明細照会（普通預金、貯蓄預金、カードローン）	<インターネットバンキングのご契約者さま> ・残高照会（普通預金、当座預金） ・入出金明細照会（普通預金、当座預金）
整備完了時期	2018年3月目途	2018年5月目途

3. API連携にかかるシステムに関する事項

当行は、API連携システムの開発・運用等について、株式会社エヌ・ティ・ティ・データへ委託します。

当行は、全国銀行協会が公表している「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書ーオープン・イノベーションの活性化に向けてー」(2017年7月)、金融情報システムセンター(FISC)が公表している「金融機関におけるFinTechに関する有識者検討会報告書」(2017年6月)に基づきシステム構築を行います。

なお、当行のインターネットバンキングシステムは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが提供するANSERサービスを利用しております。

4. 本件の担当部署

当行との連携・協働をご検討の電子決済等代行業者の方は、以下までお問い合わせください。

デジタル戦略部 デジタル戦略課

連絡先：022-267-1111 (代表)

5. 参考情報

API連携に関する事項については、当行ホームページで順次公開していく予定です。

※1 銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年六月二日公布)による改正後の銀行法(以下「改正銀行法」)第二条第十八項に定める事業者。別途当行が定め、今後公表する予定の「電子決済等代行業者との接続にかかる基準」に合致し、当行との間で、電子決済等代行業にかかる契約を締結した事業者に限る。

※2 Application Programming Interface の略。あるアプリケーションの機能や管理するデータなどを他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様のこと。

※3 改正銀行法第二条第十七項第一号に定める行為。

※4 改正銀行法第二条第十七項第二号に定める行為。

以 上